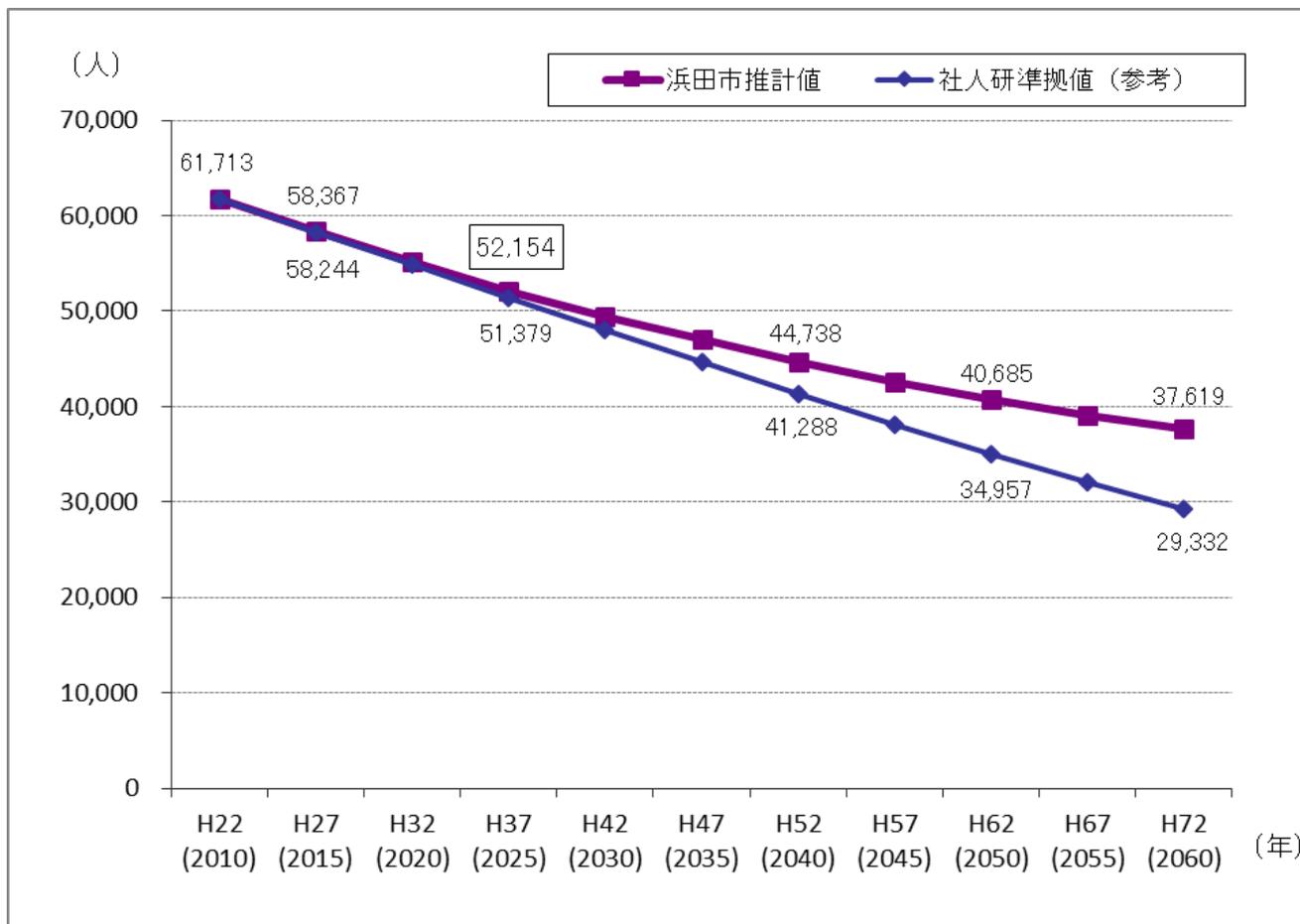


今日までのまちづくりの取組について

令和元年11月5日

浜田市地域政策部政策企画課

浜田市の人口推計



(出典:第2次浜田市総合振興計画)

- 平成27年(2015年)の浜田市人口58,367人
- 2025年には52,154人(▲6,213人)と推計しています。

浜田那賀方式自治区制度

自治区制度創設の背景

① 合併に対する住民の声

- 地域の特性や伝統、また地域コミュニティがどうなるのか
- 住民の意見が行政に反映されなくなるのではないか
- 市部中心の施策になり、旧市町村の独自施策ができなくなるのではないか

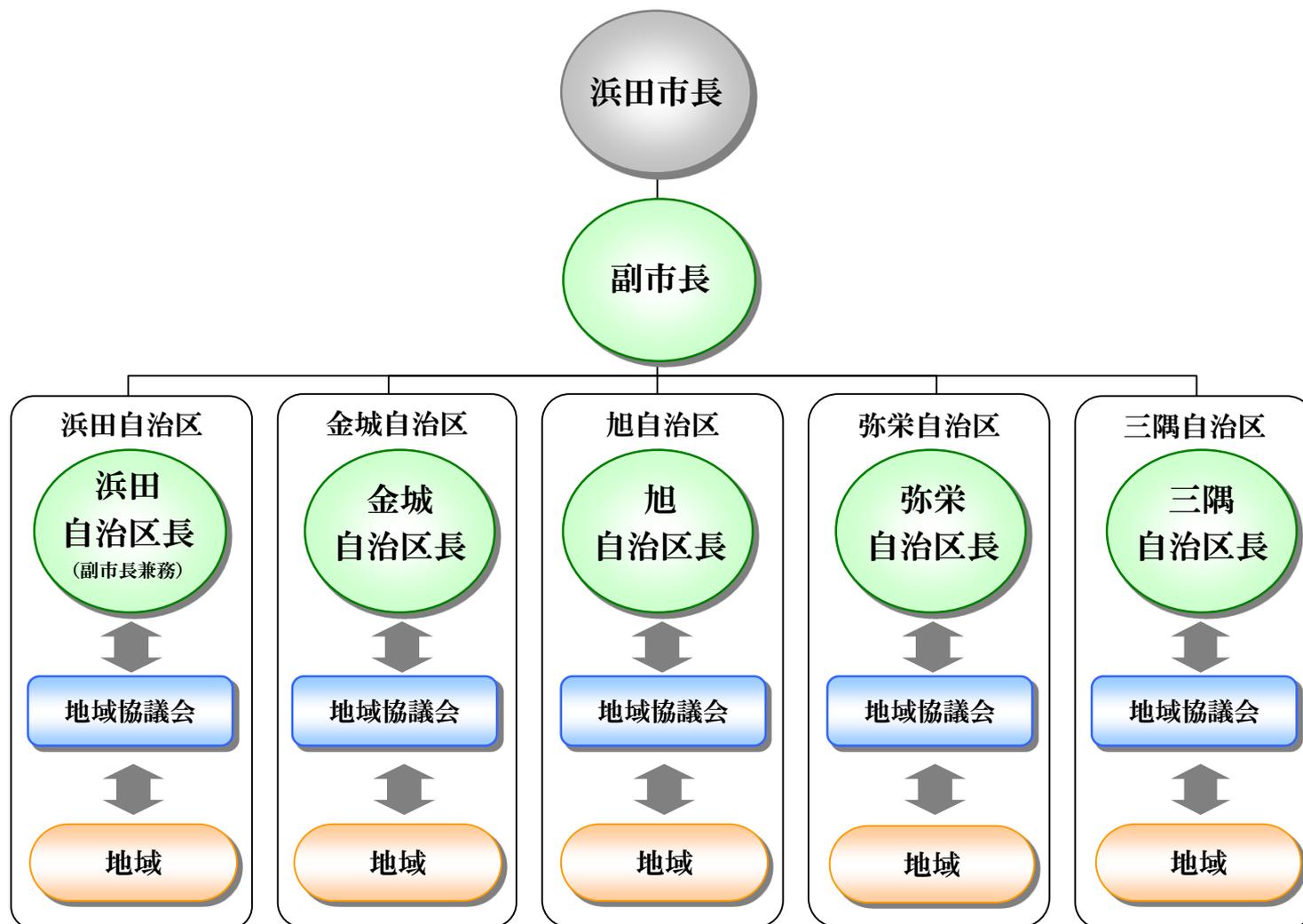
② 住民自治の促進

- 住民自治の考えを基本とし、新たな住民自治組織となる「地区まちづくり推進委員会」の取組を促進する



地域住民の不安を払拭し、また住民自治を促進するため、旧市町村の独自施策を継承できる仕組みとして、自治区制度を“当面10年間”（平成17年～平成27年）導入することとなった

浜田那賀方式自治区制度のイメージ



住民自治の促進

急速に進む少子高齢化、人口減少社会
【2040年には浜田市の人口約4万4千人に】
【財政・市職員の減
～行政サービスは？】

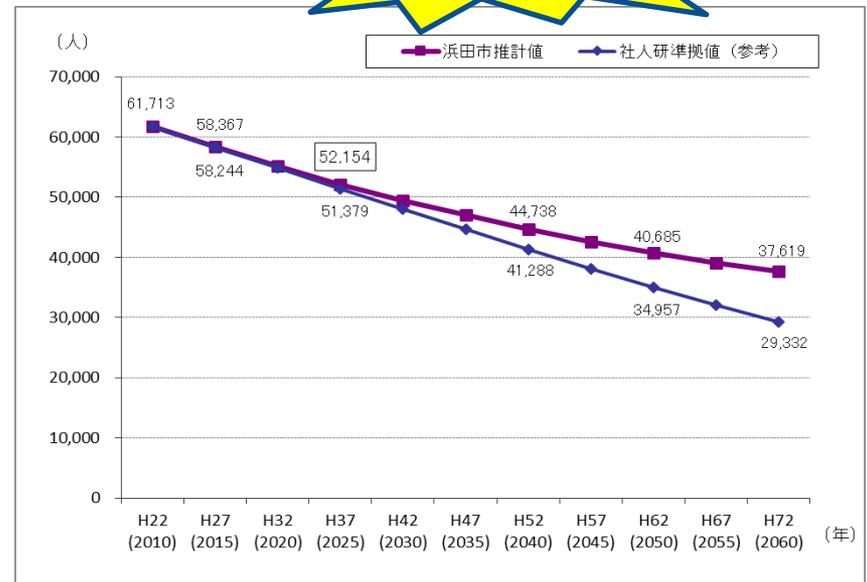


行政頼みではない、
自分たちの地域の事を
自分達で考えるシステム

「共助の取り組み」が必要な時代

H27 約58,300人 → 2040年 44,700人

1万人以上減少の危機



現に、各町内会や団体では・・・

- 町内の人口(特に子ども)が減って、
- 高齢者ばかりになってきた。
- 町内会の行事への参加者が減ったり廃止した。



- 町内会役員のなり手が見つからない。
- 今はなんとかなっているが、果たして5年後、10年後は？



このまま放っておくしかないのだろうか？



みんなで協力しあえる仕組みが必要では？

地区まちづくり推進委員会の設立促進

◆「地区まちづくり推進委員会」は、「新市まちづくり計画」において、「地域の個性を活かしたまちづくり」のための一つの手法として考案された。

住民自治組織等との協働によるまちづくりの推進

住民自治を進めるにあたっては、住民自らが主体となって地域課題の解決に向けた取り組みをすることが求められます。

そのために公民館を単位として、自治会をはじめ地域で活動する高齢者・女性・若者等の各種団体で構成する「地区まちづくり推進委員会（仮称）」の組織化を促します。この新しい住民自治組織を中心に住民が地域課題を共有するなかで、解決に向けた地域振興計画を作成し、行政との連携を図りながら計画の具現化に向けた取り組みができるよう行政においてもその環境を整えます。

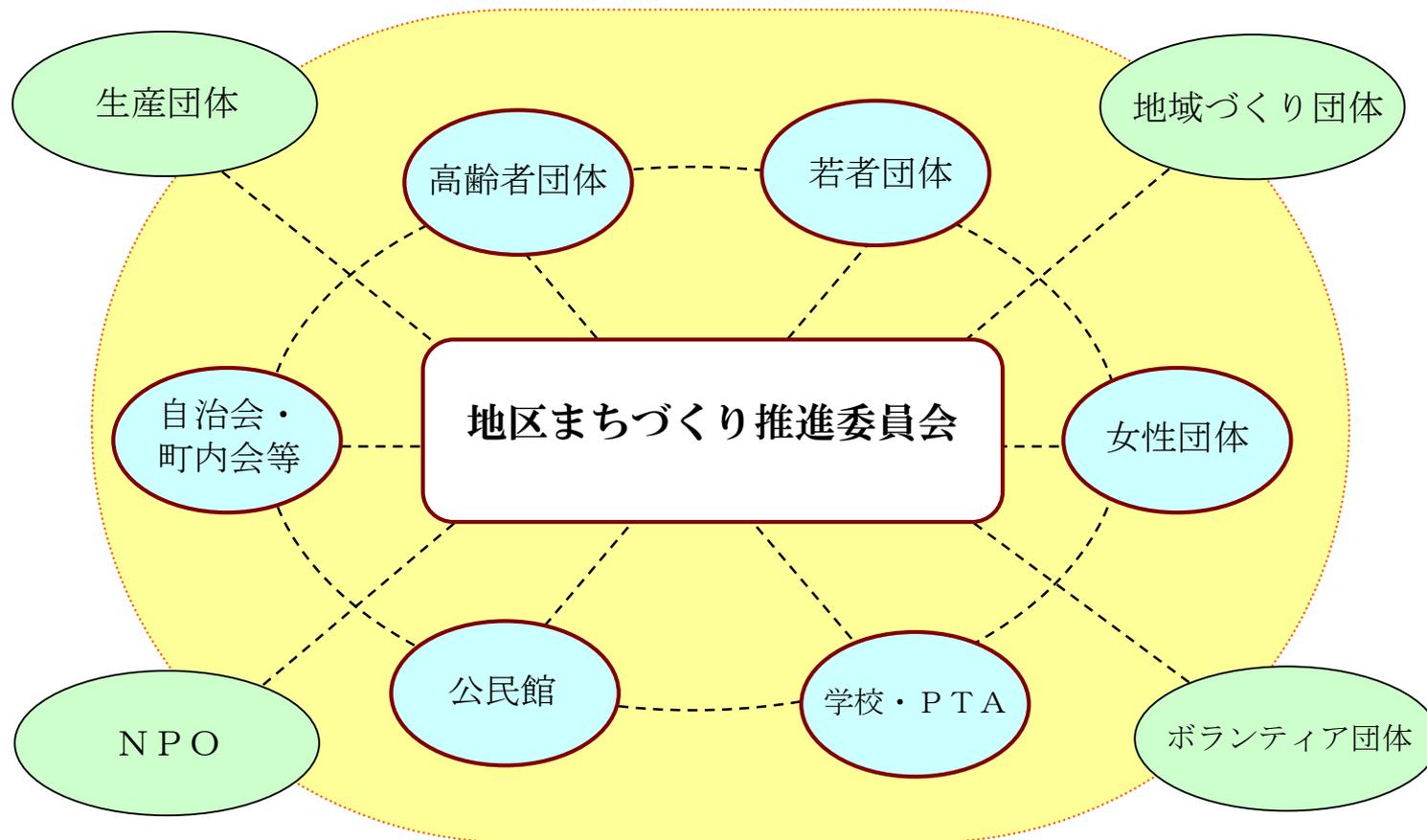
（浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会『新市まちづくり計画』より抜粋。）

地区まちづくり推進委員会とは？

市立公民館や小学校区等の範囲又は一定の世帯数でまとまった町等で**地区まちづくり推進委員会**をつくり、一つの町内だけでは対応が難しい地域課題の解決や地域の活性化を図る住民自治の組織・枠組み。

地区まちづくり推進委員会のイメージ

地縁型コミュニティエリア



つなげる つながる 地域のWA！

行政の役割

① 地域づくりの意識醸成

まちづくりフォーラムをはじめとした、講演会や研修会等を開催し、市民の地域づくりに対する意識の醸成を図る。

② 人材の育成

事業を動かすためのキーパーソンなどの地域リーダーの育成と、行政職員の地域づくりに対する意識改革に努める。

行政の役割

③ 人的支援

職員が地区まちづくり推進委員会の組織化や、地域活動に対し、積極的に支援を行う。

④ 財政的支援

まちづくり総合交付金をはじめとした、市独自の支援制度や、国、県の補助制度等により、地域活動に係る経費の一部を支援する。

まちづくり総合交付金

「地区まちづくり計画」を策定している団体が、計画に基づき申請

【対象】
地区まちづくり推進委員会

事業計画に基づき実施する事業に要する経費

【対象】
地区まちづくり推進委員会

⑤課題解決特別事業費
1事業あたり限度額100万円
(複数年も可)※予算の範囲内

**⑥まちづくり推進委員会
設立促進事業費**
5万円～20万円

地区まちづくり推進委員会の設立を検討及び設立に係る経費が対象

【対象】複数の単独自治会

④活動費
30万円～200万円
※団体の規模により算定

地区まちづくり推進委員会の
交付可能額

単独自治会の交付可能額

基礎額

③面積割
@100円×面積

③面積割
@100円×面積

②世帯数割
@1,500円×世帯数

②世帯数割
@1,200円×世帯数

①均等割
@20,000円×町内数

①均等割
@20,000円×町内数

A 地区まちづくり推進委員会

B 単独自治会

①+②+③+④+ (⑤)

①+②+③+ (⑥)

【特徴】
地域の裁量で用途を決めることができる交付金制度

※一部制限あり

- ・政治、宗教
- ・ハード整備
- ・一定以上の食糧費

現在

地区まちづくり推進委員会の推進

■設立の状況：浜田市全体で36団体

浜田
18団体

金城
5団体

旭
5団体

Complete !

Complete !

弥栄
2団体

三隅
6団体

Complete !

Complete !

※令和元年10月1日現在の設立数。

今日までの浜田那賀方式自治区制度の動き

年度	H17	H21	H25	H26	H28	H30	R1
主な経緯	浜田市合併 自治区制度スタート(当面10年)	自治区制度中間検証	アンケート・団体等ヒアリング 自治区制度再検証(第一次調査)	公聴会による意見聴取 自治区制度再検証(第二次調査)	自治区制度を一部見直して延長 (令和2年3月末まで)	期限以降の制度について意見聴取	方針(最終案)の決定 新たな住民主体のまちづくりの

詳細な経緯は、参考資料として配布しております「浜田那賀方式自治区制度について」をご覧ください。

新たな住民主体のまちづくりの方針について

自治区制度をもとにまちづくりを進めてきたが・・・



これまで以上に市全体の一体感の醸成が必要



これまでの制度の精神や良いところを引き継いだ、新たな条例を制定



市全体で協働して進めるまちづくりの意識醸成

新たな住民主体のまちづくりの方針について

①自治区制度

- ◆新しい制度では、更なる住民が主体となった協働のまちづくりを進めていくことを目的に、自治区設置条例を改め、(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例を制定する。
- 1.(仮称)浜田市協働のまちづくり推進条例
 - (1)条例は、2021年(令和3年)4月1日施行とし、検討委員会を立ち上げ、内容を検討する。
 - (2)自治区設置条例は、新制度へ円滑に移行できるよう2021年(令和3年)3月31日までの1年に限り延長とする。
- 2.公民館のコミュニティセンター化
 - (1)まちづくりをサポートするための機能として、公民館のコミュニティセンター化を盛込む。
 - (2)コミュニティセンター化に向けては、館長の従事時間や活動費の増額、連携強化を目的に連携主事を新たに配置するなど、支援の充実を図る。
また、引き続き、公民館の社会教育機能の維持・充実を図ることも盛り込む。

②自治区長

- ◆自治区設置条例に合わせて2021年(令和3年)3月31日までとする。
- (1)支所長(一般職)は継続して配置する。
- (2)新制度における地域の実情や要望などを把握し、市長に意見する役割については、地域協議会がその役割を担う。
また、地域協議会に市長が年1回以上出席することとし、地域の声や状況を把握できるようにする。
- (3)防災に関することについては、基本的に支所長対応とし、大きな災害の発生時は副市長が対応する。

新たな住民主体のまちづくりの方針について

③地域協議会

- ◆現行どおりの体制により地域協議会は引き続き設置する。
- ◆役割は以下のとおりに変更する。
 - (1)地域協議会は、当該区域に係る以下の施策等について協議し、市長に意見を述べることができるものとする。
 - ①中山間地域振興対策に関する事項
 - ②地域コミュニティに関する事項
 - ③その他地域協議会が必要と認める事項
 - (2)地域協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る以下の事項について審議し、答申するものとする。
 - ①総合振興計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項
 - ②市の重要施策に関する事項
 - ③その他市長が必要と認める事項

④支所機能

- ◆役割・体制ともに現状維持とする。

⑤予算

- ◆地域振興基金は、自治区設置条例の延長に合わせて2021年(令和3年)3月31日までとする。以降は代わりとして、まちづくり振興基金の中に5年間で総額10億円の中山間地域振興枠を創設する。
 - (1)農業振興に関すること、生活環境の維持向上、まちづくりに関する支援など、中山間地域全体の共通課題として支援する必要があるソフト事業とする。
 - (2)地域からの提案事業(ソフト事業に限る)に応えられるよう自由枠を設定する。
 - (3)事業枠の詳細は、2019年度(令和元年度)中に自治区長を中心とした自治区制度検討会議の中で調整する。
- ◆まちづくり総合交付金は継続する。
- ◆各支所長の判断で使える緊急的な維持補修等の予算(各支所概ね年間500万円程度)は継続して確保する。

浜田市協働のまちづくり推進条例イメージ

◆基本理念

市民と行政がともにまちづくりを進めていくための「共通の思い」を定めます。

◆協働の原則

浜田市に関わる全ての主体それぞれが、相互の理解や目標を共有しながら活動するなど、協働のまちづくりを進めるための基本的な決まりごとを定めます。

◆支援体制

行政は、多様な主体の参画と協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性、自立性が発揮されるよう、その活動の支援に努めることを定めます。

